

鳥栖市公告第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により指定特定相談支援事業の廃止の届出及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、総合支援法第51条の30第2項2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月13日

鳥栖市長 向門 慶人

（1）廃止に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者名	特定非営利活動法人 笑顔いっぱい
所在地	鳥栖市蔵上2丁目166番地

（2）廃止に係る事業所の名称及び所在地

事業所名	相談支援事業所ふぁーすと
所在地	鳥栖市蔵上2丁目166番地

（3）廃止年月日

令和8年10月31日

（4）廃止に係る種類

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所

（5）主たる対象者

身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 障害児

（6）事業所番号

指定特定相談支援事業所	4131100853
指定障害児相談支援事業所	4171100318